

緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置

対象税目：固定資産税・都市計画税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

○ 財政制約等から地方公共団体による用地取得を前提とした事業だけでは緑地・オープンスペースの確保を進めることが困難であるため、民間主体による緑地・オープンスペースの確保を推進することで、都市の良好な生活環境形成を図ることが求められている。

○ 国土交通省政策評価体系上の位置付け
 ・政策目標：2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現
 ・施策目標：7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する
 ・業績指標：23 都市域における水と緑の公的空間（制度等により持続性が担保されている自然的環境）確保量

○ 土地基本方針（令和6年6月11日閣議決定）
 「都市農地の保全や空き地等の緑地としての利用により、コンパクトシティの形成とあわせた良好な生活環境の形成を図る観点から、生産緑地制度や市民緑地認定制度等の活用をより一層推進する」旨が記載されている。

○ 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（令和6年12月20日国土交通大臣決定）
 「都市における緑地は、良好な都市環境の保全、防災、自然豊かなレクリエーションの場、良好な都市景観の形成などグリーンインフラとして多様な機能を有しており、都市の住民が健康で文化的な生活をする上で不可欠な基盤である」
 「市町村は基本計画を策定して、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度、緑化地域制度等の規制、市民緑地契約制度や市民緑地認定制度、生産緑地制度、税制上の特例措置、国や都道府県の補助等の多様な手段を効果的に活用した、市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、教育・研究機関、民間企業、NPO法人、住民等と相互に協力し、また必要に応じて行政が先導する形で、計画的かつ積極的に当該措置を講じていくことが重要である」旨が記載されている。

根拠条文：地方税法附則第15条第31項
 創設年度：平成29年度
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：無】

② 現行制度の概要

○ 空き地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する市民緑地認定制度を平成29年度に創設。
 ○ 認定のための主な要件は以下のとおり。
 ・良好な都市環境の形成に貢献 ・緑化地域又は緑化重点地区内
 ・面積 300㎡以上 ・緑化率 20%以上
 ・設置管理期間 5年以上
 ○ 認定市民緑地の用に供する土地について、固定資産税・都市計画税の課税標準を3年間、1/2～5/6の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。（参酌基準2/3）

減収額

（固定資産税）

（都市計画税）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額（億円）	0.018	0.58	2.87	2.87	4.22	1.47	1.51
金額（億円）	0.002	0.06	0.62	0.62	0.91	0.32	0.32

（出所）地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を元に国土交通省算出

③ アクティビティ	○ 用地取得を前提とした事業によらない民間主体による緑地・オープンスペースの確保の手法である認定市民緑地を拡大しやすい環境を整備することで、都市の良好な生活環境形成を推進する。							
④ アウトプット	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(固定資産税)	件数	2	5	7	5	4	3	3
(都市計画税)	適用額 (課税標準) (億円)	1.3	41.4	205.4	205.0	301.7	105.4	107.8
(固定資産税)	件数	2	5	7	5	4	3	3
(都市計画税)	適用額 (課税標準) (億円)	0.7	18.5	205.4	205.0	301.7	105.4	107.8

(出所) 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

○アウトカムに対する効果分析

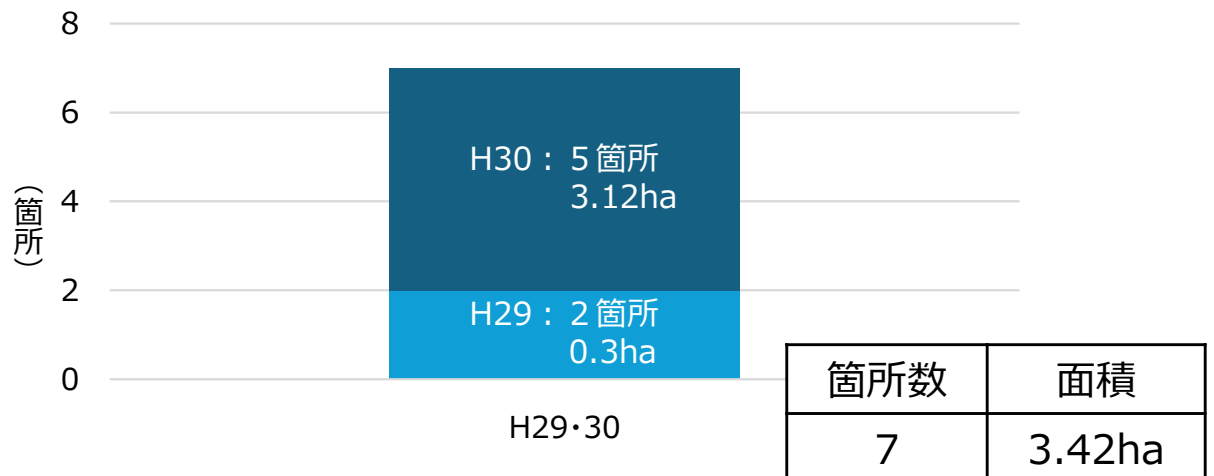
アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○ 認定市民緑地の用に供する土地について税制特例措置を講じることで、土地所有者との合意形成が円滑に進みやすくなり、市民緑地の認定箇所数の増加につながる。
⑤ 短期アウトカム	○ 市民緑地の認定箇所数の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：市民緑地として認定された箇所数 ・ 目標値：5箇所 ・ 対象期間：平成30年度末
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○ 市民緑地の認定箇所数が着実に確保されることで、制度運用や管理の実績が蓄積され、認定更新時期である5年が経過した後も認定市民緑地が継続される。
⑥ 中期アウトカム	○ 認定市民緑地の継続率 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：5年経過時点の認定市民緑地の継続率（初回更新時に認定市民緑地として継続がなされたものの割合） ・ 目標値：50% ・ 対象期間：令和10年度末
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○ 既存の認定市民緑地が継続的に維持されることにより、制度の有効性などが、市区町村に加え土地所有者へも波及することで、新たな市民緑地の認定につながり、認定市民緑地の面積が増加する。
⑦ 長期アウトカム	○ 認定市民緑地の累計面積（令和3年度以降の認定要件に該当するもの） <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：認定市民緑地の面積（累計） ・ 目標値：7.0ha ・ 対象期間：令和12年度末

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
都市緑化データベース	認定市民緑地の状況を収集している政府統計が存在せず、アウトカム指標の達成状況を測定するために適切なデータであるため。

●分析手法：目標管理分析
 選定理由：目標値に対しての達成状況を評価することが適切であるため。

○短期アウトカムの実績値

市民緑地として認定された箇所数



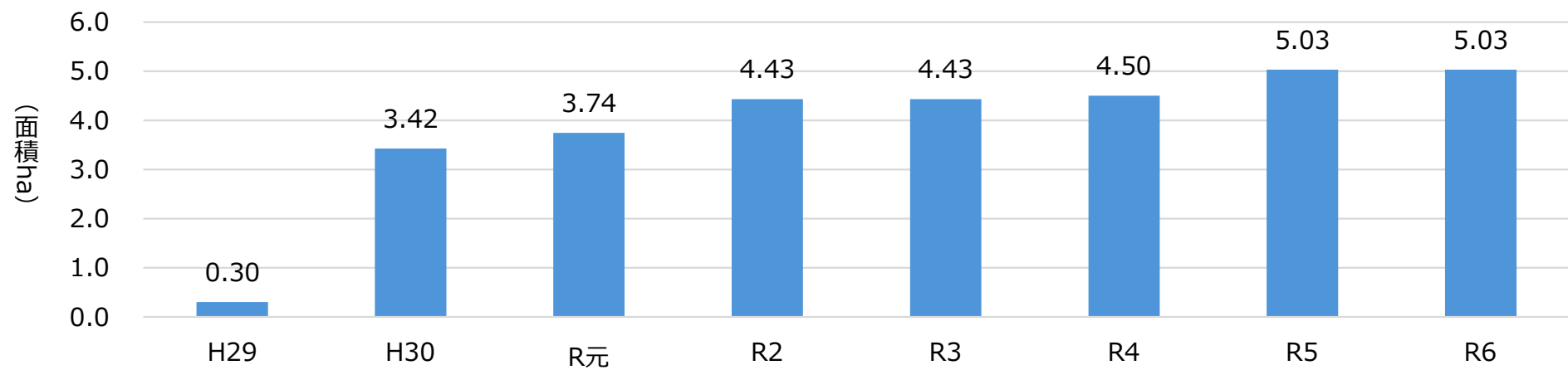
○中期アウトカムの実績値 (令和6年度末時点)

認定市民緑地における5年経過時点の継続率

箇所数	継続数	継続率 (%)
8	5	62

○長期アウトカムの実績値

認定市民緑地の面積 (累計)



○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○ 平成30年度末時点で7箇所の市民緑地が整備されており、短期アウトカムは達成されている。	○ 対象期間を満了していないため、現時点でアウトカムの達成状況を評価することは困難であるが、順調に推移すれば目標値以上の水準を維持する見込み。 (参考：令和6年度末 62%)	○ 対象期間を満了していないため現時点でアウトカムの達成状況を評価することは困難であるため、引き続き、中長期的な検証が必要。 (参考：令和6年度末 5.03ha)
② 達成できていない場合の要因	-	-	-
③ 政策効果等	○ 本特例措置によって土地所有者との合意形成の円滑化が図られており、民間主体による緑地・オープンスペースの確保が推進されている。 ○ なお、本措置は広範な地域の自治体に活用されているため、特定の者への偏り等は認められない。		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○ 社会資本整備総合交付金による予算上の措置は、地方公共団体が民間事業者等に対して、認定市民緑地における植栽、ベンチ設置等の施設整備に係る費用を補助する場合に、その一部を国が支援するものである。一方、本特例措置は、認定市民緑地としての土地の利用により、一定の権利の制限が生じる土地の所有者に税制上のインセンティブを与え、設置管理者による公共的な取組を継続的なものにするを目的として措置されており、施設整備を対象とする予算措置とは明確な役割分担がなされている。 ○ なお、市民緑地認定制度を活用した土地所有者に予算措置によって借地料などの補助を継続することは、自治体の財政基盤を圧迫することとなり、一定期間のインセンティブとして税制特例によって措置することが、政策達成のための手段として妥当であり、最小限の措置である。		
⑤ 見直しの方向性	○ 政策効果が認められることから、今後の市民緑地の認定状況等も踏まえつつ、現行措置の継続も含めて検討する。		